

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業に係る物品購入・委託業務等に係る業者登録申請の案内

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業に伴う物品の購入、委託業務等（建設工事、測量及び建設コンサルタント等の業務を除く。）の公募型プロポーザルに参加するため業者登録を申請される方は、下記のとおり関係書類を提出してください。

記

1 登録資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合に置いて、これらを受けている者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分期間が満了していないものでないこと。
- (4) 大和郡山市に納税義務の生じた市民税を完納しているもの。
- (5) 納税義務の生じた国税を完納しているもの。
- (6) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していないもの。
 - ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
 - ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

2 登録取消

次に掲げる事項に該当した場合は登録を取り消します。

- (1) 登録申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 上記登録資格の要件を満たさなくなった場合

3 登録有効期間

令和6年10月8日から令和8年3月31日まで

4 提出期間

令和6年9月24日（火）から令和6年9月27日（金）まで （参加資格確認申請書に添付して提出のこと）

5 提出書類

大和郡山市清浄会館再整備・管理運営事業物品購入・委託業務等業者登録申請書 等 次頁参照

6 提出先・お問い合わせ先

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市役所 産業振興部 環境政策課 環境政策係
電話:0743-53-1615(直通) FAX:0743-53-1049 e-mail:kankyo@city.yamatokoriyama.lg.jp

7 提出方法

・郵送（信書を送付できる方法）のみ

8 注意事項

- (1) 登録後、申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、ただちにその旨を届け出してください。変更届の様式は、ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 受理後の修正は、認めませんので、十分精査のうえ提出してください。
- (3) 審査の結果、書類を受理しても契約の種類によっては、期間中全く入札がないこともあります、また、資格があるといつて自動的に、あるいは直ちに発注があるという制度ではありませんので、お間違いのないようにご留意願います。

提出書類

次の表により、必要な書類を整えたうえ、添付してください。

- (1) ○印は、各業者共必ず提出すること。☆印は、必要な業者のみ提出すること。
- (2) 各証明書及び謄本は、申請書提出事前3ヶ月以内に証明されたものを提出すること。
- (3) 提出書類は上記に掲げる順序にそろえて、左上をクリップ等で止めて下さい。（ファイルは不要です。）

	書類の名称	法人	個人	書類の説明
1	物品購入・委託業務等業者登録申請書 (様式A)	○	○	
2	物品購入・委託業務等業者登録申請 調書 (様式B)	○	○	
3	使用印鑑届 (様式C)	○	○	
4	委任状 (様式D)	☆	☆	市との取引において権限（入札、契約、代金の請求等）を支店長・営業所長等に委任される場合は、必ず委任状（様式D）を提出して下さい。
5	暴力団に関与のない旨等の誓約書 兼承諾書 (様式E)	○	○	
6	印鑑証明書（コピー可）	○	○	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>法人</p> <p>一法務局が証明するもの</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>個人</p> <p>一市町村長が証明するもの</p> </div> </div>
	商業登記簿謄本（コピー可）	○	×	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>法人</p> <p>一法務局が証明するもの</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>個人</p> <p>一本籍地の市町村長が証明するもの</p> </div> </div>
7	身分証明書（コピー可） (破産者でない証明書)	×	○	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>個人</p> <p>一本籍地の市町村長が証明するもの</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>法人</p> <p>申請書提出時の下記納税証明書</p> </div> </div>
8	納税証明書（コピー可） 消費税及び地方消費税については 非課税業者であっても納税証明書が 必要です。 <u>(e-tax 電子納税証明書受入可)</u>	○	○	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>法人</p> <p>・市内業者 ⑦ 法人市民税（大和郡山市発行直近の納税証明） ① <u>納税証明書その3の3（税務署）</u> ※①</p> <p>・市外業者 ⑦ <u>納税証明書その3の3（税務署）</u> ※①</p> <p>※①法人税、消費税及び地方消費税の証明書 (注) 法人市内業者とは、本店もしくは様式Dで委任される 支店または営業所等が大和郡山市内に所在する業者で す。</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>個人</p> <p>・市内業者 ⑦ 市民税（大和郡山市発行直近の納税証明） ① <u>納税証明書その3の2（税務署）</u> ※②</p> <p>・市外業者 ⑦ <u>納税証明書その3の2（税務署）</u> ※②</p> <p>※②所得税、消費税及び地方消費税の証明書</p> </div> </div>
9	営業許可・認可・登録書 (様式F)	☆	☆	特定業種について、諸官公庁許可、認可、登録がないと取り扱いが できないもの又は制度のあるもの
10	代理店・特約店証明書（コピー可）	☆	☆	メーカーの証明するもの
11	物品購入・委託業務等登録申請 受領書	○	○	
12	返信用封筒（切手貼付のこと）	○	○	登録完了後の受領書を送付するためのものです。 申請書には、定形外封筒とありますが、定型の封筒でも可とします。 必ず、切手を貼付してください。

(別紙)

営業種目一覧表

凡例

分類CD	10	印刷・図書類
種目CD	10	一般印刷

10 印刷・図書類	
10	一般印刷
20	フォーム印刷
25	ラベル・ステッカー・シール印刷
30	地図・航空写真
40	複写
50	図書出版・販売
99	その他

15 事務用品類	
10	文具・事務用品
20	印章・ゴム印・印鑑
99	その他

20 家具類	
10	家具(事務用家具除く)
20	室内装飾
99	その他

25 教育類	
10	教育・保育用品
20	体育・スポーツ用品
30	娯楽用品・お道具類
99	その他

30 日用品類	
10	荒物雑貨
20	食器・陶磁器・漆器
99	その他

35 リース	
10	建設用機器リース
20	イベント関係リース
30	事務機器リース
35	設備リース
40	消耗品リース
50	福祉関係リース
60	自動車リース (メンテナンスリース・ファイナンスリース)
65	レンタカー
99	その他

40 被服類	
10	寝具
20	被服・縫製
30	靴類
40	テント・シート
99	その他

45 各種委託業務	
10	建物総合管理業務
15	建物・機械警備業務
20	一般警備業務
25	建物清掃業務
30	保守点検業務
35	検査測定業務
40	廃棄物処理業務
45	害虫防除業務
50	広告・イベント業務
55	ソフト開発、電算等業務
60	事務・サービス業務 (各種調査、策定、運送等)
65	埋蔵文化財発掘業務
70	土地・家屋調査業務
75	不動産鑑定業務
80	計量証明事業
85	特定計量証明事業(タックス)
90	人材派遣
95	調理業務(学校給食含む)
99	その他

50 薬品・医療類	
10	工業薬品
20	医薬品
30	医療機材
40	福祉・介護用品
99	その他

55 広告類	
10	看板
20	標識
30	記章・旗・カップ
99	その他

60 事務機器類	
10	事務機器(事務用家具含む)
20	OA機器
30	通信機器
99	その他

65 電気器具類	
10	一般電化製品
20	視聴覚機器
99	その他

70 農水産・食料類	
10	金魚類・器具
20	植木・花・園芸用品
30	食料品
99	その他

75 精密機器類	
10	カメラ写真等光学機器
20	実験・測定機器
30	貴金属・時計・メガネ
40	楽器・CD(調律を含む)
99	その他

80 燃料類	
10	石油類・ガス類
20	電力供給
99	その他

85 機械器具・原材料類	
10	土木建築機器
15	農林畜水産機器
20	厨房機器
25	工作・加工機器
30	工事用原材料等
35	水処理機器装置
40	環境対策機器
45	舞台装置
50	住宅設備・電気設備・空調機器
55	特殊電気機器装置
60	特殊電子機器
65	土木建築用材料
70	諸機器(選挙用機器含む)
99	その他

90 車両類	
10	車両・部品類
20	車両修理点検
30	車両総合管理業務(車両FMS)
99	その他

95 消防、防災類	
10	消防装置
20	防炎・安全用品(消火器含む)
30	消防用被服
99	その他

99 その他	
10	ギフト用品(配達含む)
20	保険業
30	旅行業
99	その他